

手数料の返金について

応募者が入社後、明らかに当該応募者の責により解雇されるに至った場合、または当該応募者が自己都合によって退職した場合は、受領した手数料の一部を以下の要領で返還するものとする。ただし、手数料のうち未受領額がある場合には、以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、当該残高を支払うものとする。

入社日から起算して1ヵ月以内	手数料の50%相当額
入社日から起算して1ヵ月を超え3ヵ月以内	手数料の25%相当額
入社日から起算して3ヵ月を超え6ヵ月以内	手数料の10%相当額

上記に定める事由以外の事由に基づき、応募者が退職または解雇されるに至った場合には、受領した手数料の一切を返還することを要しない。

許可番号：13－ユー310825

事務所の名称及び所在地：株式会社モエヤンジャパン

東京都江戸川区松島 3-19-9 電話：050-3390-6844